

# 通所介護及び緩和型通所サービス及び総合事業重要事項説明書

< 令和4年4月1日 現在 >

## 1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5856-2645

FAX 03-5856-2646

担当 管理者・生活相談員

営業時間 午前8時30分～午後6時30分

\* ご不明な点はお問い合わせください。

## 2. デイサービスわかば佐野の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	株式会社わかばケアセンター デイサービスわかば佐野
所在地	東京都足立区佐野2-43-8
介護保険指定番号	通所介護(介護予防) No.1372113132
サービスを提供する対象地域	足立区、葛飾区、八潮市の一部
その他サービス	

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1		管理業務全般	
生活相談員	社会福祉士			お客様、ご家族様の相談	
	社会福祉士主事				
	介護福祉士	3			
機能訓練指導員	看護師		1	機能訓練実施	
看護職員	看護師	1	1	お客様健康管理	
介護職員	介護福祉士	1	1	お客様の介助・及び自立支援に向けた援助	
	初任者研修	2	1		
	その他				

※令和 6年 4月 1日現在

### (3) 設備の概要

定員	31名	静養室	1室 3床
食堂兼機能訓練室	1室 93.93㎡	相談室	1室
浴室	大浴槽1 特殊浴槽1	送迎車	3台

### (4) 営業時間・営業日

営業時間	午前8時30分～午後6時30分
営業日	月曜日～土曜日(祝祭日含む)
定休日	日曜日 年末年始(12月31日～1月3日)

### (5) サービス提供時間

月曜日～土曜日	午前9時～午後6時
---------	-----------

### 3. サービス内容

送迎	送迎をご希望の方はご自宅まで送迎いたします。 ※住宅状況により自宅前までお迎えに上がれない場合がございます。
食事	栄養バランスを考慮し提供いたします。 常食、糖尿食等、ご相談ください。
入浴	大浴場、特殊浴槽、シャワー浴用機器にて入浴介助をいたします。
機能訓練	日常生活動作訓練及びレクリエーションを通じて機能訓練をいたします。 集団訓練及び少人数による機能訓練も実施いたします。
生活相談等	お客様の身体状況を把握し、ご家族様へご連絡いたします。 その他ご不明な点をご相談ください。

### 4. 利用料金について

#### (1) 利用料

利用料に関しましては「通所介護及び緩和型サービス及び総合事業契約書」第6条及び第8条に規定する通りです。金額の詳細は「契約書別紙」に記載のとおりです。

#### (2) 介護給付外のサービス

介護保険給付範囲を超えたサービス利用料、食費、レクリエーション参加費、教室活動材料費及び参加費は全額お客様の自己負担となります。

#### (3) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、食事代として下記のキャンセル料が発生します。

ご利用当日の午前9時までにご連絡を頂いた場合 …… 無料
ご利用当日の午前9時以降にご連絡を頂いた場合 …… 食事キャンセル代として550円

#### (4) その他の料金

- ・昼食代(おやつ、飲み物代含む) 通常食¥650 糖尿食、やわらか食、ムース食は¥750
- ・夕食弁当(要事前申込)
- ・おむつ リハパン¥100 ・パット¥50 ・サークル活動費は実費

#### (5) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落とし(郵便・銀行)の3通りの中からご契約の際に選べます。

### 5. 当社デイサービスの特徴

#### (1) 運営方針

「私達はおもてなしの精神に徹し、お客様に「よりそう」サービスで安心と信頼を商品化し最高の顧客満足度をめざします。」をモットーに多様化する要望に”対応力”で答えていける事業所運営をおこなっております。

#### (2) サービス提供への取り組み

事 項	有無	備 考
時間延長の可否	×	※天災等の緊急時は除きます。
従業員への研修の実施	○	年12回 研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	



## 9. ハラスメントの防止対策

事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として容認いたしません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

※上記は当該法人職員、取引先事業者、お客様及びそのご家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発防止会議等により同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施いたします。また定期的に話し合いの場を設け介護現場におけるハラスメントの発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

## 10. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社わかばケアセンター	
代表者役職・指名	代表取締役 北爪 初江	
本部所在地・電話番号	東京都足立区竹の塚1-33-10	
施設・拠点等	通所介護	2カ所
	訪問介護	7カ所
	居宅介護支援	9カ所

通所介護、介護予防通所介護及び日常生活支援総合事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

### 事業者

- ◆事業者名 株式会社わかばケアセンター
- ◆住所 東京都足立区竹の塚1-33-10
- ◆代表者名 代表取締役 北爪 初江 (印)
- ◆説明者 所属 デイサービスわかば佐野  
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護、介護予防通所介護及び日常生活支援総合事業についての重要事項説明を受けました。

令和 年 月 日

◆お客様氏名 \_\_\_\_\_ (印)

◆署名代行者 \_\_\_\_\_ (印)

◆ご家族様氏名 \_\_\_\_\_ (印)

◆代理人氏名 \_\_\_\_\_ (印)